

随意契約理由書

件名	若菜神戸駅線バリアフリー化工事		
契約の相手方	藤原土木興業株式会社		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当		
随意契約の理由	<p>本工事は、平成31年3月13日、同年4月19日及び令和元年7月26日と三度の制限付一般競争入札に付したが、応札がなく入札中止となった案件である。二度目の入札中止後、随意契約すべく契約相手を探したが、令和元年10月1日からの着工であれば契約できるとの報告を受けた業者しか見つからなかった。しかし、二度目の制限付一般競争入札の条件からすると当該業者とは契約できないため、やむを得ず余裕期間制度(発注者指定方式)を適用して三回目の制限付一般競争入札に付したが、当該業者も含めて応札者がなかった。</p> <p>本工事の当該地区は神戸市バリアフリー道路特定事業計画の主要な経路として位置づけられており、早期に整備を行う必要がある。上記業者は二度目の入札中止後、10月1日からの着工であれば契約できるとしていた業者である。また、東水環境センター発注の「下水道施設小規模工事(単価契約・その2)」を請け負っており、本工事区域内において今年度、下水道本管の布設工事を施工した実績があるため、現地の状況に精通している。さらに過去に中部建設事務所管内の歩道改良工事や舗装補修工事等の十分な実績がある。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に対し入札者がいないとき」に該当し、かつ実績があり事業に精通している上記業者に、本工事を随意契約し、速やかな現場着手を図ることとする。</p>		
担当部署 (問合せ先)	建設局道路部工務課 建設局中部建設事務所	(電話番号 322-5400) (電話番号 511-0515)	